

## 議案第46号

さいたま市立学校屋内プール使用料条例の制定について  
さいたま市立学校屋内プール使用料条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市立学校屋内プール使用料条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、学校教育に支障のない範囲内で、さいたま市立学校に設置された屋内プール（以下「プール」という。）をスポーツ及びレクリエーションの活動のために使用する場合に係る使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (名称及び位置)

第2条 プールの名称及び位置は、別表第1に掲げるとおりとする。

#### (使用料)

第3条 使用料の額は、別表第2に定める額とする。

2 使用料は、前納とする。

#### (使用料の減免)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

#### (使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、プールの開場日、開場時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
さいたま市立大和田小学校 プール	さいたま市見沼区大和田町1丁目2000番地

別表第2（第3条関係）

名称	区分	金額	摘要
さいたま市立大和田 小学校プール	一般	1回につき500 円	幼児の使用につ いては、付添人 がある場合に限 る。
	児童・生徒	1回につき250 円	

備考

- 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに高等学校の生徒をいい、「一般」とは、児童・生徒及び義務教育諸学校に就学前の幼児以外のものをいう。
- 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、上記の表の金額にそれぞれ当該金額の100分の100に相当する額を加えた額とする。
- 使用料は、上記の表の金額から割引をした額をもって市長が発行する回数券により支払うことができる。